

(意見書案第 17 号)

令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、日本国憲法第25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年の最低賃金の引上げは50円で、平成28年経済センサスおよび毎月勤労統計調査年報では、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)のうち、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張りついている状況である。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月24日

釧路市議会

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会議長 宛